SEIBU GAS 西武ガス株式会社

西武ガスで電気を新規に申し込むと

電気代 基本料金 3ヶ月無料

※低圧電力メニューが対象です。※一部適用対象外となる場合がございます。
※詳細につきましては、裏面の「付帯メニュー定義書」をご確認ください。

さらに期間限定で!

2023年2月1日(水)から
2023年4月28日(金)までのお申し込みで

1,000円分のクオ・カードをプレゼント!

※詳細は裏面参照

Webからのお申し込みは、とってもカンタン!

ご準備ください

電気とガスの検針票をご用意ください

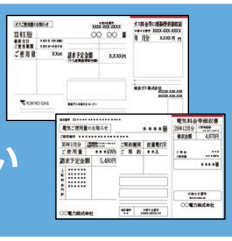

電気の検針票をお持ちでない方はご契約中の電力会社にお問い合わせいただき下記の番号をご用意ください。

Web検針票でも確認できます!

- 供給地点特定番号(0で始まる22桁)
- お客さま番号(ご加入されている電力会社により番号の種類は異なります)
- 現契約の契約電流等(A/kVA/kW)

STEP❶

スマホで下記のQRコードを読込むか『西武ガスでんき』で検索してください

STEP❷

申し込みフォームに必要事項をご記入してお申し込み

STEP❸

お申し込み完了

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

チラシ有効期限：2023年4月28日

「クオ・カード1,000円分もらえるキャンペーン」要項

[特典内容] 1,000円分相当のクオ・カード

[申込方法] 対象条件を満たしている場合は自動エントリーとなります。

[対象条件] 2023年2月1日(水)～2023年4月28日(金)まで(当日消印有効)に「基本プラン」または「ずっとも電気3」を新規にお申込みいただき(メニュー変更は対象外)、かつ電気の需給開始日2023年1月25日(水)～2023年7月31日(月)までの方。

※特典付与時点で西武ガスでんきの申込取消または解約した方は対象外となります。
※電気の供給開始に向けて手続きに支障がある場合等は、対象外とさせていただく場合がございます。
※その他契約内容により、対象外となる場合があります。詳しくは下記までお問合せください。
※新規の電気契約のお申込み1件につき1口の応募となります。
※当社が別途認めた場合はキャンペーンを適用する場合がございます。
※キャンペーン期間中または終了後に、同様又は類似のキャンペーンを行う場合がございます。
※本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。あらかじめご了承ください。

[特典の発送] 電気需給開始以降に発送。

※お届け先のお名前・住所は、電気契約のご契約者名・電気使用場所となります。
※弊社より発送した特典をお受け取りいただけなかった場合には対象外となります。再送はいたしません。

付帯メニュー定義書【基本プラン・ずっとも電気3新規申込割　電気代基本料金3ヶ月無料】

付帯メニュー定義書【基本プラン・ずっとも電気3新規申込割　電気代基本料金3ヶ月無料】(以下「本定義書」といいます。)は、西武ガス(以下「当社」といいます。)の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニューを以下「新規申込割」といいます。

1.実施期日
本定義書は、2021年12月1日より適用します。

2.定義
電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3.適用条件等
(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。
①2021年12月1日以降に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと(なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、当該期間中に再度当社に同一の需要場所の電気需給契約の申し込みをした場合を除く。)。
②電気の需給開始日が2021年1月１日以降かつお申し込みから6ヶ月以内であること。
③当社の電気料金メニューの基本プランまたはずっとも電気3が適用されること。
(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要となる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4.適用期間
「新規申込割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。
3(適用条件等)に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日後に初めて到来する計量日から3ヶ月間(需給開始日後に初めて到来する計量日と需給開始日が同日の場合、需給開始日から起算します)。
なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容
当社は、3(適用条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引きます。
(1)電気需給約款15(電気の使用期間)に定める電気の使用期間(ただし、引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、需給開始直後の使用期間を除く場合があります)の初日が、「新規申込割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)および(3)の割引内容を適用します。
(2)「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、すべての付帯メニューを適用する前の合計額)から、「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と同額を割引きます。ただし、電気需給約款18(日割計算)(1)にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は日割後の基本料金(税込)と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。
(3)(2)によって計算された合計が負となるときは、その1ヶ月の電気料金は、電気需給約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

6.適用廃止
当社は、以下の場合には、「新規申込割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。
(1)電気需給契約が解約等の理由により終了した場合　電気需給約款31(お客さまからの電気需給契約の解約)または32(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日または終了日
(２)お客さまが３(適用条件等)に定める適用条件を満たさないことが判明した場合　適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日　なお、適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7.新規申込割の定義書の変更および廃止
(1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。
(2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
(3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

◆電気の供給範囲：埼玉県・東京都で当社ガスをご利用いただいているお客さま（離島や建物全体で一括受電している場合を除く）。
◆ご希望の方には詳しい案内資料をお送りします。　◆すでにご使用いただいた電気に関する払い戻し等には応じられません。

【西武ガスでんきの適用条件】西武ガスのご契約者で、ガスと電気の『ご使用場所』・『ご契約名義』・『料金振替口座又はクレジットカード』がすべて同じであること。
【ご注意】●お申し込みから供給開始までお時間がかかることがございます。電気の需給開始日は、需給開始後に書面にてお知らせいたします。●『ガス・電気セット割』を適用される場合、ガス料金と電気料金を合算して請求いたしますが、当月の電気料金が翌月・または翌々月のガス料金に合算されることがございます。

電気に関するお問い合わせ

SEIBU GAS
お問い合わせは・・・
西武ガス株式会社
〒357-0021 埼玉県飯能市双柳373-15
☎ 042-973-2768
【受付時間:9:00～17:00(土・日・祝日を除く)】

西武ガス株式会社は東京ガスの取次店として電気を販売します。小売電気事業者　東京ガス株式会社/登録番号A0064